

九州最大級 熊本県企業立地促進補助金との併用可能
合わせて最大60億円の支援！！



最大10億円

対象業種



(ア) 製造業、運輸業、卸売業
電気・ガス・熱供給業



(イ) 植物工場と認められる施設
(完全人工光型、太陽光利用型)



(ウ) ア又はイの業種に係る研究、
開発、検査及び整備施設



(エ) 不動産業者が、ア又はイの
ために建設、取得する施設

4つの奨励措置

1 事業所建設補助金
投資額 (土地以外) × 補助率: **最大10%**

2 用地取得補助金
土地取得額 × 補助率: **最大50%**

3 雇用補助金
市民雇用増加数に応じて
正社員1名あたり100万円

4 固定資産税の課税免除 (※注：裏面参照)
取得資産に対して固定資産税が
初めて課される年度から **3年間**

補助金上限額

※固定資産税の課税免除額は補助上限額の計算に含みません。

補助額	1億	2億	3億	4億	6億	8億	★MAX 10億円
雇用人数	20人未満	20人以上	20人以上	20人以上	20人以上	20人以上	20人以上
投資額	30億未満	30億以上	50億以上	100億以上	200億以上	300億以上	400億以上

1 条例適用要件（以下の両方を満たすこと）

投下固定資産総額

1億円以上 中小企業は 2,000万円以上

増加市民雇用数（操業開始時）

5名以上 中小企業は 2名以上

※ 増加市民雇用数とは、指定申請時の市民雇用数から純増した市民雇用数を指します。

2 補助率等一覧

① 事業所等建設補助金

算定式：投下固定資産総額（土地取得額除く）× 補助率

区分	補助率
新設（重点産業分野）	10%
新設	8%
増設・移設	5%

② 用地取得等補助金

算定式：土地取得額 × 補助率

区分	補助率
取得	新設（重点産業分野） 50% 新設・増設 30% 移設（増加面積分のみ対象） 30%
賃借	賃借（1年間の賃料が対象） 50%

※ 重点産業分野：半導体製造業、食品製造業（植物工場含む）、物流業にあたるもの。

※ 事業所等建設補助金、用地取得補助金は投下固定資産総額1億円以上の事業所が対象です。

※ 用地取得補助金は、用地取得後1年以内に着工もしくは賃借後1年以内に操業開始した場合に対象になります。

③ 雇用奨励金

増加市民雇用数一人あたり

正社員 1名あたり **100万円**

非正規社員 1名あたり **30万円**

④ 固定資産税の課税免除

県知事より地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合

3
年間

固定資産取得後、初めて固定資産税が課されるべき年度から3年間、固定資産税を全額課税免除します。

※ 雇用奨励金は指定申請時から操業開始までに純増した市民雇用数に基づき算定されます。

※ 地域経済牽引事業計画の申請先は熊本県です。（別途案内）

4 補助金上限額

新規雇用数	投下固定資産総額	補助上限額
20人未満	30億円未満	1億円
20人以上	30億円以上	2億円
20人以上	50億円以上	3億円
20人以上	100億円以上	4億円
20人以上	200億円以上	6億円
20人以上	300億円以上	8億円
20人以上	400億円以上	10億円

5 手続きの流れ



※ 指定申請書の提出は、事業所を建設する場合は工事着工30日前、事業所取得の場合は取得の30日前、事業所賃借の場合は賃貸借契約の30日前までに提出してください。

※ 指定申請日から操業開始日までの猶予期間は3年間です。

※ 事業所等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金は原則、操業開始日の翌年度以降に交付されます。

※ 事業所等建設補助金・用地取得補助金の合計額が2,000万円を超える場合は5年に分割して交付されます。

<お問い合わせ>

熊本県八代市役所 経済文化交流部 商工政策課
TEL：0965-33-8513 FAX：0965-33-4516

八代市 企業振興

